

平成27年12月21日

答申第648号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHKが情報公開制度の一部開示文書から、文書名、発行部署、作成日を削除する理由、目的」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月21日（第230回審議委員会）

第668号諮問、審議、答申